

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に係る基本方針

当社および当社のグループ会社（以下、「当社グループ」という）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」という）防止対策が金融機関としての重大な責務であることを認識し、以下の基本方針を定め、マネー・ローンダリング等防止対策に取り組みます。

（基本方針）

1. 当社グループはマネー・ローンダリング等防止を経営の最重要課題の一つと捉え、単に関連法令等の形式的な遵守にとどまらず、検証と高度化を進め実効性のある管理態勢を確立することを基本方針とします。

（組織態勢）

2. 当社グループはマネー・ローンダリング等防止対策の統括責任者及び統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携のうえ組織全体で横断的に対応します。

（顧客管理）

3. 当社グループはマネー・ローンダリング等防止対策に関して、リスクベース・アプローチに基づいた顧客管理を継続的に実施します。

（疑わしい取引の届出）

4. 当社グループは疑わしい取引の該当性を適切に検討・判断するための態勢を構築し、疑わしい顧客や取引が判明した場合には、犯罪収益移転防止法に基づき速やかに当局に届け出ると共に適切に処理する態勢を構築します。

（コルレス先の管理）

5. 当社グループはコルレス先の情報を定期的に収集して適切な評価を行い、その評価結果に基づいて適切な方策を実施します。また、営業実態のない架空銀行との取引は遮断します。

（役職員の研修）

6. 当社グループは役職員に対し、マネー・ローンダリング等防止対策に係る理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等の維持向上を図るため、マネー・ローンダリング等防止対策に関する研修等を継続的に実施します。

（遵守状況の監査）

7. 当社グループはマネー・ローンダリング等防止対策の状況について定期的に内部監査を実施し、その結果を踏まえて態勢の更なる改善に努めます。